

国保の予防・健康づくりの取組を着実に実施していくための保険者努力支援制度の改善

奈良県における取組

【担当省庁】厚生労働省

1 本県では平成30年度からの県単位化を契機に、県、市町村、国保連合会が連携して、国保の予防・健康づくりの取組を効率的、効果的に推進

○市町村国保が予防・健康づくりの取組を効率的、効果的に実施できるよう、県と国保連合会が連携して支援。

○具体的な支援の仕組みとして、国保連合会内に国保事務支援センターを設置し、管内市町村の保険者業務を共同実施。(県と国保連合会が連携協定を締結し、県職員5名を派遣。県、市町村、国保連合会が共同で事業内容を立案し、事業実施に当たっては、県から国保連合会への事務委託の形式で行っている。)

【国保事務支援センターの主な取組内容】



【事務共同化による効果】

○県域で実施することにより効率的、効果的な予防・健康づくりや医療費適正化の取組を推進。

○本県の取組は、国の主管課長会議等でも事務の広域化・標準化の好事例として紹介されているところ。

2 保険者努力支援交付金の活用

① 予防・健康づくりを推進し実効を上げるためには、地域の実情を踏まえた効果的な取組を関係者と連携して立案・実施することが必要であり、それには長期間の取組が必要になるにもかかわらず、**新型コロナウイルスの影響も大きかった令和2、3年度の2年間のみの実績を捉えて、令和5年度の予算規模が縮小された。**

予防・健康づくりを強力に推進するという本交付金の目的を達成するためには、制度創設時の予算規模を維持することが必要。

② **令和3年度の新設要件「再委託の制限」(交付要領4(3)③)は、委託内容や委託先に関わらず再委託金額は委託金額の2分の1未満までと一律に制限するものである。**

予防・健康づくりの取組の広域化・共同化を目的として本県が行う「共同事業」は、**県・市町村・国保連合会が一体となり、各々が事業の実施主体として事業の企画・実施の役割を担い、効果検証から改善まで主体性を持って取り組むものである。**

「共同事業」の実施主体として国保連合会が請け負う業務委託を、他と同じように制限すべき再委託であると一律に判断することは、予防・健康づくりの取組の広域化・共同化を推進する国の方針に沿わないものであり、要件の見直しが必要。

国にお願いすること

国保の予防・健康づくりの取組を着実に実施していくため、保険者努力支援交付金の予算の維持と要件の見直しを図られたい。

① **地域の実情を踏まえた効果的な取組を実施するために、事業費分・事業費連動分創設時の予算規模を維持されたい。**

② **「共同事業」の実施主体として国保連合会が請け負う業務委託は、保険者による予防・健康づくりの本旨に沿った効果的な手法であり、認められたい。**

【県担当部局】 福祉医療部医療・介護保険局医療保険課